

四万十町
教育振興
基本計画

平成26年6月

四万十町教育委員会

目次

P3) 前文

P4) 第1部 今後の教育の全体像

I 教育の使命

II 教育政策の意義

III 四万十町の教育課題

P5) IV 四つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 教育内容・方法の工夫、改善、確立

(2) 学びの質を保証

P6) 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

(1) 新たな価値を創造する人材養成

(2) グローバル人材養成

P6) 3. 学びのセーフティネットの構築

(1) 教育費の負担軽減

(2) 学習支援・再チャレンジ支援

(3) 安全・安心の確保

P7) 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(1) 学習を通じたコミュニティの形成・コミュニティによる学習支援

(2) 家庭教育支援

P9) 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、5つの成果目標と、20の基本施策～

基本的な考え方

P10) I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として教育内容・方法に関する取組

成果目標1 (教育内容・方法)

- P10) 基本施策 1 教育内容・方法の充実
- P11) 基本施策 2 高等学校への接続（連携型中高一貫教育を軸として）
- P11) 基本施策 3 豊かな心と健やかな体
- P13) 基本施策 4 乳幼児期の養護及び教育の充実（幼保一元化の推進）
- P14) 基本施策 5 ニーズに対応した教育
- P15) 基本施策 6 現代的・社会的課題に対応した学び
- P17) 基本施策 7 キャリア教育、地域・社会への接続支援、接続へのコーディネーター育成

P17) (2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組

成果目標 2（教職員・学びの質保証）

- P18) 基本施策 8 教職員の資質向上
- P19) 基本施策 9 学校経営体制強化・充実
- P20) 基本施策 10 学びの継続体制の構築・強化
- P20) 基本施策 11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信

P21) 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標 3（新たな価値を創造する人材）（グローバル人材）

- P22) 基本施策 12 多様で本物に出会う学び
- P22) 基本施策 13 拠点となる施設の整備・拡充
- P23) 基本施策 14 外国語教育、海外研修、双方向の国際交流
- P25) 基本施策 15 社会人への国際交流事業

P25) 3. 学びのセーフティーネットの構築

成果目標 4（教育費負担軽減）（学習支援・再チャレンジ）（安全・安心）

- P26) 基本施策 16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- P26) 基本施策 17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援
- P28) 基本施策 18 教育・研究環境等の整備や児童生徒等の安全の確保

P29) 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 5（学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援）
（家庭教育支援）

- P29) 基本施策 19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備
- P30) 基本施策 20 豊かなつながりの中での家庭教育支援

前文

- 四万十町は「山・川・海 自然が人が元気です 四万十町」の実現をめざし、四万十町総合振興計画のもと取組をすすめています。

四万十町教育委員会は「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、幼児から高齢者までの活動の場づくりを支援し、社会を構成する一員を育て、あるいは「生きがい」を見つけることができるよう取り組みます。

- グローバル化^注の進展などにより世界全体が急速に変化する中であって、日本国内においても諸課題を抱える状況にあります。四万十町においても例外ではなく、財政的にも非常に厳しい時期となる中、少子高齢化に歯止めがかからない状況です。今後は、様々な取組をすすめる上で従前の考え方では有効な取組となりえないことも考えられます。

注) グローバル化 (世界化、経済の国際化等。一国単位ではなく、世界的規模での関連性)

- 平成23年3月11日の東日本大震災の発生は、これまでの物質的な豊かさを前提にしてきた社会の在り方、人の生き方に大きな問いを投げ掛けています。一方、その災害時や復興に向けて発揮された「日本人の絆」は各国から称賛され、国内でも大切に守るべきものとして着目されました。近い将来発生が予想される南海トラフ地震では、本町においても大きな被害が想定されており、東日本大震災で得られたこれらの教訓等を活かしていくことが必要不可欠です。

- 平成18年3月20日の町村合併から取り組んでいる「四万十町」としての一体感を引き続き醸成させながら、各地域(窪川・大正・十和)の個性も尊重し、地域に根ざした子どもたちの活動等を大切にすることが重要です。

- 四万十町の教育行政としては、不易と流行を意識し、教育の原点を見つめつつ教育の再生を図るために、教育成果の保証をすることが求められます。このため、「教育基本法(S22年法律第25号)第17条第2項に基づき、国の計画を参酌し、四万十町の実情に応じた教育振興のための基本的な本計画において、「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネット^注の構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を基本的方向性と位置づけ、成果目標の設定と、それを実現するための具体的かつ体系的な方策を示します。

注) 学びのセーフティネット

(意欲ある誰もが人生のどの時点でも、必要な力を身に付けられる安全・安心な教育環境等)

第1部 今後の教育の全体像

I 教育の使命

「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を継承しつつ、教育基本法においては、①「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人」、②「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」、③「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことが明確にされました。

社会的自立の基礎を培う「子ども」から、職業生活におけるスキルアップ^注等を目指す「社会人」、これまでの経験を社会に還元しつつ生涯にわたり学び続ける「高齢者」までの全世代、一人ひとりの「自立」した個人が多様な個性・能力をいかし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」することができる柔軟な社会を目指します。

注) スキルアップ (熟練、技量、手腕等を向上させること)

II 教育政策の意義

教育は、個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するものであると同時に、教育の成果が、教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され社会の活力増進の原動力となることを踏まえれば、「未来への投資」であるとともに、社会参加を保障する「セーフティネット」としての公的な性格を持つ営みです。

社会情勢の変化も早く、厳しくなる中、一定の公的な関与や費用負担によって、教育の社会的効果が最大限に発揮されるようにすることが必要です。

このための条件整備として、教育の機会均等及び教育水準の維持向上、教育の均質化を最大の目的として、教育政策を立案・計画・具体化し、実施していくことが必要です。

ただし、その具体的内容は、社会の変化、時代の要請に応じて適切に変わるべきものであり、不断の見直しが求められます。特に近年は、学習に対する需要も、社会及び個人双方において多様であり、学校・地域によっても条件が異なるため、画一的な対応による解決ではなく、より現場重視の個別的な対応が求められています。

III 四万十町の教育課題

【今後10年間を通じて目指すべき教育の姿】

- 義務教育終了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てます。
- 個人の幸福を追求しながら、社会を支え発展させるとともに、社会・地域をリードする人材を育てます。
- 生涯にわたり学び続けることができる教育環境を整えます。

【目指すべき教育の姿を達成するための課題】

- 義務教育段階で個々を鍛え、多様な強みを引き出す。
- 支援を必要とする子ども・家庭への支援。
- 教育格差の再生産・固定化の防止。
- 学校教育・生涯学習における教育環境の向上及び平準化。

IV 四つの基本的方向性

本計画においては、四万十町として行うべき「自立」「協働」「創造」の達成に向けた以下の四つの基本的方向性と考え方を整理しました。

1. 社会を生き抜く力の養成

社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにします。主として小学校の児童、中学校の生徒を対象に取り組みます。

(1) 教育内容・方法の工夫、改善、確立

一人ひとりの「学び」を保証する教育の実践・実現を目指します。各教育現場で子どもの学ぶ権利を守り、学びに挑戦する機会を保証する取組を充実させます。そのために、どの子どもも学びに関心が持てる教育内容・方法の方向性を、学校単位で打ち出すことが必要です。

町内の子どもがそれぞれの希望する進路を選択することができるよう学力の定着及び向上を目指します。

就学前教育の充実により、学校教育へのスムーズな移行も目指します。

学校から地域・社会へと交流や活動の場が広がる子どもたちのためには、キャリア教育^(注)や進路指導の充実とともに、地域・社会への接続支援や、そのコーディネート^(注)を行う人材の発掘・育成が必要です。

また、社会人の学ぶ機会や地域での学習機会を作ることも必要です。

^{注)} キャリア教育（一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく「キャリア発達」をうながす教育）

^{注)} コーディネート（調整すること、全体的な統一を考えること）

(2) 学びの質を保証

「学び」は、その量とともに質が大切です。教職員が学び続けることで学びの質を高めたり、本質的な学びを追求することが、子どもたちの学力向上には必要不可欠です。

そのためには、教職員一人ひとりが、それぞれの子どもの実態に即した実践に必要な

研究体制の確立及び校内研修の活性化が重要です。

教職員一人ひとりの信念や指導方法のポイント、経験年数に違いはあっても校内研究・研修や学校の教育理念に基づく実践は、教職員全員の協働により可能となります。

また学校長の適切なリーダーシップのもと、教職員の同僚性^(注)を構築するとともに、子どもや保護者との協働が求められます。

^{注)} 同僚性（自らの教室を開き、同僚と学び合う関わりというイメージとして使用）

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

新たな価値を主導・創造しイノベーション^(注)を実現する人材、グローバル社会において各分野・地域をリードできる人材、すなわち未来への飛躍を実現する人材を養成します。

^{注)} イノベーション（技術革新、経営革新等の改革すること。新しい切り口を提示すること）

(1) 新たな価値を創造する人材養成

社会の変化や新たな価値を主導・創造する人材養成のためには、社会を生きる力を基盤とし、それぞれの個性・能力を伸長させることが必要です。創造性やチャレンジ精神、最後までやりぬく強い意志といった力を身につけさせることが大切です。さらに、個人の力を社会の中で生かそうとする意識や、そのための教育環境の整備が必要です。

(2) グローバル人材養成

四万十町や各地域の取組も、もはや世界の動きと無関係ではありません。日本や世界をリードする人材と同様に地球規模で思考し、地域で活動することもまた重要です。グローバル化が進行する中、英語等の語学力だけでなく、コミュニケーション能力や異文化理解も一層重要となってきます。

3. 学びのセーフティネットの構築

厳しい経済情勢において社会的格差等の問題が指摘される現在、社会を生き抜く力の養成や、未来への飛躍を実現する人材の養成を達成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会に誰もがアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築することが必要です。

社会参加の基礎的な条件としての教育は、社会的な事情にかかわらず誰もが等しく与えられるべきであると考えます。

(1) 教育費の負担軽減

経済状況や家庭環境等による進学機会や学力等の差がその後の就労・賃金等の格差につながり、教育格差が再生産・固定化されることも指摘されています。これを防ぐためには、幼児期・学齢期などの早期段階での対応が重要であり、経済的支援や学習面・生活面における支援などを適切に行うことが必要です。

(2) 学習支援・再チャレンジ支援

子どもたちの健全育成やいじめの解消はもちろん、不登校や特別な支援を要する児童生徒への学習支援を充実させることが必要です。高校中途退学者や義務教育終了後の進路未決定者への再チャレンジ機会の支援も必要性が増しています。これらの支援が関係者個人の取組に終始することなく、継続した支援となるような体制づくりに努めます。

(3) 安全・安心の確保

地震・津波などの自然災害や、事件・事故の危険から子どもたちの安全・安心を確保することが重要です。学校施設等の非構造部材の耐震対策を含めた防災機能強化、社会教育施設等の耐震化、老朽化対策の計画的実施が必要です。

4. 絆づくりと活力あるコミュニティ^(注)の形成

様々な取組をより実効的に進めるためには、個々人の取組に委ねるのではなく、社会全体の協働関係において進めることが重要であり、相互に支え合い、様々な課題の解決や新たな価値の創造を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ^(注)」の形成を図ります。

^{注)} コミュニティ（共同生活のための地域集団、一定の地域に居住し共通の感情を持つ人々の集団）

(1) 学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援

東日本大震災の被災地における学校と地域住民が連携した取組をすすめている地域では、避難所運営が円滑に行われるなど、日頃より存在するコミュニティにおけるつながりや支え合いの重要性が再認識されました。学校と地域住民の連携・協力を始めとして、学びを通じたコミュニティの形成による学習支援を積極的にすすめることが必要です。

(2) 家庭教育支援

教育基本法第10条では「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と、家庭教育が教育の原点であると定めています。

しかし、多様化する家庭が様々な課題を抱え孤立しがちな社会状況や、生活環境が変

化し生活の中で自然に行われる教育的な営みが難しくなっている状況などから、子どもの育ちや子育て家庭を支える体制や地域づくりが求められています。

教育全般を考えた時、学校教育だけでは培うことが難しいこともあり、家庭とともに連携・協力していく必要があります。

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

～四つの基本的方向性に基づく、5の成果目標と、20の基本施策～

(基本的な考え方)

第1部に示した四つの基本的方向性の実現に向けて、平成26年度から平成30年度までの5年間における、成果目標、成果指標、具体的な基本施策を示し、PDCAサイクル^(注)の実践を目指します。

本計画に掲げる成果目標等は、四万十町において目指すべき水準、四万十町自身が行う施策を整理したものです。本計画の方向性を踏まえ、各学校や関係団体も各実情に即した具体的な教育の在り方、目標設定の自主的取組を行うよう四万十町としても促すこととします。

^{注)} PDCA サイクル (経営や事業において「plan 計画 do 実行 check 検証 action 改善」を行う循環)

(成果目標の考え方)

事業の量ではなく、学習者や社会全体(教育政策の受益者)に対していかなる成果を目指すかといった観点に基づく目標です。

教育による成果や効果はすぐに現れるものが少なく、その成果や効果と考えられる状況と教育政策との関連もはっきりとしない場合もあると考えられます。これは、教育による効果等は長期間を要し、かつ社会状況や個人のおかれている状況の中で、その効果等に影響を与える多くの要因が考えられます。このため「どのような知識・能力が身に付くことを目指すのか」、「どの程度教育を受ける機会を確保するのか」という教育政策による効果が比較的大きいと考えられる成果目標を設定します。

(成果指標の考え方)

客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいが、数値化が難しい指標については、経年において増減を把握できる内容とします。

(基本施策の考え方)

成果目標の達成に向けて、5年間において実施する取組等を記載します。

I 四つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として教育内容・方法に関する取組

■成果目標1 (教育内容・方法)

- ① 変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を確実に身につけさせることにより、社会的自立の基礎を培う。自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を養成する。
- ② 児童生徒において全国上位の学力水準を目指す。
- ③ 生徒全員が希望する進路にすすむことを目指す。
- ④ 自らを律しつつ他者とともに生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力を持つ子どもを育てる。

■成果指標

- ① 全国学力学習状況調査において、各校の平均得点を全国上位。あわせて無解答率の減少。
- ② 児童生徒の学習意欲の向上、学習習慣の改善。
- ③ 特別支援学級等の児童生徒に対する「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率の増加。
- ④ 自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上。
- ⑤ 体力の向上。健康教育・健康管理の推進。
- ⑥ 各学校における ICT 機器利活用率の増加。
- ⑦ 中学校卒業後に全生徒が希望する進路にすすめることを目指す。将来の夢や当面の目標を持っている児童生徒の割合の増加など、児童生徒の進路に向けた意識の向上。

注) ICT 機器 (Information and Communication Technology : 一般に「情報通信技術」と訳されることに使う機器。情報の処理や通信に使うパソコン、プロジェクター、電子黒板等、多くの機器がある)

《 5年間における具体的方策 》

基本施策1 教育内容・方法の充実

□基本的考え方

- ① 子どもたち一人ひとりが学習内容に興味を持ち、仲間とともに学び続けることで、知識・技能や思考力・判断力・表現力等を身につけることができるよう教材活用や発問の工夫及び実践における活用をすすめます。
- ② 教材や学習内容と子どもたち、あるいは子どもたち同士や子どもと教職員を、日々の授業やその他の学習機会等の場をつないでいくことで、近い将来民主主義を担う社会の構成員となれるような「生きる力」を育成します。

【主な取組】

1-1 教材、指導方法、指導形態の開発や改善

- ア) 児童生徒一人ひとりが学習内容に興味を持ち仲間とともに学ぶことができる指導方法や教材の活用、発問の工夫及び実践における活用をすすめます。
- イ) それぞれの児童生徒が希望の進路を実現できるよう学習の到達度を把握し、教職員の情報共有のときめ細かい指導・援助を目指します。

1-2 ICT（情報通信技術）利活用による新たな学びの推進

- ア) 基本的考え方にある力をより効果的に育成するため、ICT利活用による協働型・双方向型の授業を研究できるよう拠点校等を中心に、電子黒板等（IWB）やタブレット型パソコン（TPC）、教材提示装置等を整備します。
- イ) ICT利活用が促進されるよう教職員のスキルアップを図ります。そのためにICTサポーター^{（注）}の配置による教職員支援や、教育CIO^{（注）}・学校CIOによる取組をすすめます。

注) IWB

（Interactive White Board：書きこまれた文字・図などを電子変換し、保存・プリントすることなどができるボード）

注) TPC

（Tablet Personal Computer：小型の板状のパソコンで、キーボードだけでなく、ペンや指などで操作できるものもある）

注) ICT サポーター（情報通信機器を活用するための知識や技術等を支援する者）

注) CIO（Chief Information Officer：情報化を計画的かつ戦略的に進めるための統括責任者又は統括責任機関）

基本施策2 高等学校への接続（連携型中高一貫教育を軸として）

□基本的考え方

- ① 高等学校への接続をスムーズに行えるよう中学校と高等学校との連携強化を図ります。

【主な取組】

2-1 中学校と高等学校の連携強化

- ア) 連携型中高一貫教育に取り組んでいる大正・十和地域の中学校と四万十高校との異校種間交流（各教科等の部会、教員交流）を継続・強化することで、中長期的視野をもった教育活動をすすめます。
- また、その活動の中で、環境教育を軸とした取組を地域等に発信することで、四万十町の自然環境をいかした活動を活性化させます。
- イ) 窪川地域の中学校と窪川高校との交流機会を増やし、連携を強化すると共に、取組を地域等に発信する機会の増加を図ります。

基本施策3 豊かな心と健やかな体

□基本的考え方

- ① 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画の7項目^注を基本に学校教育活動全体を通して人権教育に取り組みます。
- ② 学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などを養うための道徳教育に取り組みます。
- ③ 学校給食を核として、子どもたちの「食」に関する意識づけを推進するとともに、食生活の改善を検討・推進します。また、地域食材の活用を学校給食等でも進め、地域の良さの認識につなげます。
- ④ 乳幼児期から子どもの発達段階に応じた情操・思考力を育成するため、学校教育をはじめとする活動において、多様な知恵・考え方・文化に触れる場や環境、また、多様な体験ができる機会を設けます。

注) 「人権教育のための国連10年」高知県行動計画の7項目

(「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、かつ「高知県人権尊重の社会づくり条例(H10.4施行)」を県や市町村が推進したり、企業や県民がそれぞれの立場で自主的な取組をすすめるためにH10.7策定)

【主な取組】

3-1 人権教育

- ア) 学校における人権教育の指導方法等に関する研究とその成果の普及、実践事例の公開等により、人権教育の取組の改善・充実を支援します。学校では教育活動の全教科・全領域等を通じて取り組みます。
- イ) 四万十町人権教育研究協議会及び各支部の取組をはじめ、学校・家庭・地域の連携により社会参画意識や公共の精神など、主権者として社会で自立するための基礎的な能力や態度の育成に資する取組をすすめます。

3-2 道徳教育

- ア) 基本的考え方に基づく道徳教育を進めるためには、学校や学級内の人間関係を整え、道徳教育の指導内容が児童生徒の日常生活にいかされることが必要です。そのためには家庭・地域が連携した取組が不可欠ですので、道徳の授業公開を継続していきます。
- イ) 心を耕す教育の柱として、高知県教育委員会が進める道徳教育と連動した取組を充実します。

3-3 食育(関連事項後掲 18-3)

- ア) 栄養教諭を中核とし、学校における食育の充実を図ります。また食育の充実には家庭との連携が重要なため、家庭での協力や学校等における取組の情報発信を積極的に行います。
- イ) 学校給食において地場産物を活用する取組をすすめます。地産地消をとおして地域の「産業」「食文化」における特長を知り、郷土について考える機会をつくります。例えば年間2~3回程度、高い割合で町内産食材を使う町内統一献立日を設けるなどの取組を検討します。

3-4 学校保健・スポーツ

- ア) 体育・保健体育などの教科学習を中核として学校の教育活動全体を通じた保健教育を充実します。
- イ) 学校長のリーダーシップのもと養護教諭を中核とした保健室経営を充実させるとともに、教職員全体へ保健室経営方針の理解と協力を図り、児童生徒の精神的な成長を支援します。
- ウ) 体育・保健体育や運動部活動等の学校の体育に関する活動や、スポーツクラブ等との連携による活動を通じて、町民がスポーツの楽しさや意義・価値を実感できる環境整備を図ります。
- エ) 社会体育施設や学校施設の開放と整備を行い利便性の向上を図り、各種スポーツ団体、子ども会、スポーツ少年団等の活動を活性化します。
- オ) 町民融和の醸成、交流人口の拡大を図る全国発信スポーツ大会（四万十川桜マラソン・四万十川ウルトラマラソン等）を開催します。

3-5 学校教育時代に文化に触れる環境、体験できる機会

- ア) 小中学校の各教科・領域等の学習活動で学校図書館が活用されるように、計画的な蔵書整備などの環境整備をすすめます。そのため学校図書館と町立図書館との連携を強化するとともに、可能な限り学校図書館支援員を配置するよう努めます。
- イ) 生活環境の変化にとともない「活字離れ」「読書離れ」も懸念される今、全校一斉読書の取組や、新聞を活用した教育（NIE^註）の推進に学校図書館機能を活用できるよう努めます。^註 NIE（newspaper in education）
- ウ) 児童芸術鑑賞事業などを開催し、感性豊かな子どもを育成します。
- エ) 小学生（4～6年生）を対象とした体験活動「わんぱく学校」の開催等により、未来の四万十町を託す子どもたちに生きる力を醸成します。また中高生のリーダー育成活動としても活用します。

基本施策4 乳幼児期の養護及び教育の充実（幼保一元化の推進）

□基本的考え方

- ① 生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の養護及び教育の重要性を踏まえ、質の高い保育・幼児教育を提供するための条件整備をすすめます。
- ② 保育所・認定こども園と小学校との連携強化により、小学校への就学がスムーズに行えるような取組をすすめます。

【主な取組】

4-1 幼保一元化の推進

- ア) 質の高い乳幼児期の保育・学校教育の提供のため、認定こども園のあり方の検討や、保育所を認定こども園に移行していくことについて検討します。

4-2 幼児教育の質の向上

ア) 教職員等の資質向上のため、保育所、認定こども園の研修受講促進や、保育士資格と幼稚園教諭免許の併有者の増加に努めます。

イ) 保育所・認定こども園・小学校との連絡会等を小学校区ごとに実施するとともに、「就学時引き継ぎシート」^(注)を活用した小学校への連携を強化します。

注) 「就学時引き継ぎシート」

(「発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針(高知県教育委員会 H23.9 策定)」に基づき、校種間でそれまでに積み上げた指導や支援を確実に次の学校につなぐ仕組みとして具体的事項を記入した文書)

基本施策5 ニーズに対応した教育

□基本的考え方

① 様々な背景を有する者がともに暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、児童生徒等のそれぞれの状況や必要とする支援内容に対応した教育活動が行えるよう学校の支援体制整備をすすめます。

② 児童生徒の状況やそれぞれの課題に応じた支援方法の研究をすすめるとともに、教職員等が共通理解のもと活動できる体制づくりをすすめます。

【主な取組】

5-1 特別支援教育の推進

ア) 就学指導委員会^(注)等の意見を参考に、適正就学の確立やその支援、可能な範囲の環境整備をすすめます。

イ) 必要性に応じ特別支援教育支援員の配置を行い、おもに通常学級に在籍する支援を要する児童生徒を支援します。児童生徒のニーズに対応することにより、義務教育終了後の進路や自立につながる適切な支援を行います。

ウ) 養護教諭や特別支援教育学校コーディネーターの活動の重要性を教育関係者全員が意識することにより、子どもへの様々なケアが柔軟に行える体制を整えます。

エ) 特別支援学級等の児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画により、指導方法や指導体制を工夫改善します。また「支援引き継ぎシート」^(注)の活用も図ります。

注) 就学指導委員会 (H18.3 四万十町教育委員会規則第10号により、障害のある就学予定児及び学齢児童生徒の適切な就学を図るため設置される委員会)

注) 「支援引き継ぎシート」(前述の「就学時引き継ぎシート」同様、校種間でそれまでに積み上げた指導や支援を確実に次の学校につなぐ仕組みとして具体的事項を記入した文書)

5-2 支援を要する子ども・家庭等への支援

ア) 教育相談員等の配置により、子どもや保護者、教職員、地域の方々の教育に関する相談に対応します。

イ) 教育支援センター^(注)の効果的運用を研究・実践し、不登校・引きこもり傾向となって

いる児童生徒等への支援体制を整備します。

ウ) 義務教育終了後からおおむね19歳までの引きこもり傾向等にある未成年者に対して、進路決定や将来必要なスキルを身につけるための支援方法や支援体制を研究します。

注) 教育支援センター

(心理的・情緒的・身体的等の理由により、不登校等の教育課題を持つ児童生徒等に対し、相談及び個別指導、集団生活の指導・支援を行い、学校生活への復帰及び自立を図ることを目的とし、四万十町教育研究所が運営する教育機関)

5-3 各関係機関との情報共有・連携活動体制等の強化

ア) スクールソーシャルワーカー (SSW^{注)}) を配置し、各学校と関係機関等との情報共有を図り、連携活動体制のコーディネート強化します。

イ) 四万十町子ども支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会^{注)}) において、健康福祉課や連携機関等との情報共有や連携活動を行います。

注) SSW (School Social Worker : 児童虐待や不登校等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、支援したり、関係機関との連携をコーディネートする)

注) 要保護児童対策地域協議会 (虐待を受けた児童等に関する情報の交換や、その支援を行うために、児童福祉法改正 (H16) において、法的に位置づけられた協議会。四万十町では「四万十町子ども支援ネットワーク」の名称)

基本施策6 現代的・社会的課題に対応した学び

□基本的考え方

- ① 自らの命を守ることを意識することで、現代的・社会的な課題に対して、自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組もうとする態度を育成します。
- ② 個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるようにします。
- ③ 豊かで優れた自然や景観を維持し、持続的な発展が可能な資源循環型の社会を構築していくため、地域の環境について学び、理解を深め、環境に配慮した行動ができる人材を育成します。

【主な取組】

6-1 学校安全に関する学習

ア) 生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じて、危険に際して自らを守り抜く「主体的に行動する態度」を育成するための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図ります。

イ) 南海トラフ地震に備え「海岸部」「台地部」「山間部」など学校・地域の立地条件に応じた防災・減災学習をすすめます。その際、先進的取組をしている学校を拠点として、教育内容の研究を深めます。

6-2 環境教育

ア)「四万十町環境基本条例 (H18.3.20 策定)」に基づき、環境教育をすすめる学校を支援し、学校や地域等の様々な場における自主的な環境行動の実践を促します。

6-3 持続発展可能な教育

ア) ユネスコスクール^(注)の指定校や防災・減災教育先進校等を核に持続発展教育 (ESD)^(注)の取組を支援します。体系的な思考力 (多面的かつ総合的な物の見方や、問題や現象の背景の理解を含めての思考等)、代替案の思考力 (何が問題なのかを浮かび上がらせ、その上で代替案も示しながら問題を解決する思考等)、データや情報の分析能力、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの向上を目指した取組の研究を支援します。

^{注)} ユネスコスクール (ユネスコ憲章に示された理念を学校現場で実践するため、国際理解教育の実践等を行う。四万十町内 (H26.4 時点) では、七里小学校が指定)

^{注)} 持続発展教育

(Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育、私たちとその子孫たちが、地球上で生きていくことを困難にするような問題について考え、立ち向かい、解決するための学び。持続可能な社会の担い手を育む教育)

6-4 生涯にわたる学び

ア) 高齢社会を生きる一人ひとりが、ともに地域社会を支える一員として充実した人生を過ごせる社会づくり、つまり年齢によって一律に 65 歳以上の者を高齢者として「支えられる人」と捉えることを改め、全世代がそれぞれの経験・知識等をいかし参画する社会づくりを目指します。

そのために、生涯にわたる学びの場を設定することで、個人のスキルアップはもちろん人をつなぐネットワークづくりにも貢献できると考えます。社会教育のシルバー大学事業等の内容を検証し、現在のニーズに合った取組として再構築します。

イ) 高齢期に入る前の段階、40 代や 50 代のほぼ中高年の頃から、地域社会との関わりを豊かにするための学びを検討します。中高年世代は職場において中間管理職的な立場にあり多忙な場合も多く、高齢期に向けた準備の学習や地域活動に関する学習まで関心を向けることに課題もありますが、参加・体験型の手法や講座 1 コマで 1 つのテーマを要領よく学べる形態で、興味・関心をもてる学びの場を検討します。

ウ) 学校単位で行っている「開かれた学校づくり」「土曜日学校」等の地域との交流活動や、生涯にわたる生きがいを支援している社会福祉協議会等の外部関係機関とも連携した全世代が交流できる学び合う場づくりを支援します。

6-5 学校週 6 日制

ア) 学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てるという基本理念の下、完全学校週 5 日制が実施 (H14.4) されました。

この基本理念は変わらないものの土曜日に様々な経験を積み、自らを高めている子どもたちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なから

ず存在しています。学校、家庭、地域の状況をみながら土曜日授業について検討します。

基本施策7 キャリア教育、地域・社会への接続支援、接続へのコーディネーター育成

□基本的考え方

- ① 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するとともに、働くことを通して、社会の一員としての役割を果たすことの意義についての理解を始めとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指します。
- ② 職業生活の中で修得した知識や技能等が、次の段階のキャリア形成等に結びつくような学校と社会をつなぐ教育や、雇用のミスマッチ解消に向け学校・地域・社会との接続をコーディネートする取組を研究します。

【主な取組】

7-1 キャリア教育の視点を取り入れた取組

ア) 新たな取組をとということではなく、既存の取組に全教員がキャリア教育の視点を持つてのぞめるような体制やPDCAサイクルの確立を目指します。今までの教育活動の質を高めることにより、学力向上、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成といった内容を充実し、計画的に取り組めます。

7-2 地域等で核となる人材の発掘・育成

ア) 地域の活動の核となる人材を社会教育関連行事等で育成します。例えば、児童生徒の体験活動(わんぱく学校等)におけるジュニアリーダー活動や、成人式実行委員会での企画・運営・青年団活動への支援等を通して育成します。

(2) 主として教職員・学びの質保証に関する取組

■成果目標2 (教職員・学びの質保証)

- ① 知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」を身につけられるよう、主に義務教育において学びの質を保証する取組が必要です。このため日々行われる学びの質を高めるための体制づくりをすすめるとともに、職場等における研修による教職員の教育に関する専門性を高めます。

■成果指標

- ① 学校長による中長期的な学校経営ビジョンの明確な提示。
- ② 学校で公開する授業の増加、授業等の事後研究の増加。
- ③ 教職員が自発的に情報交換や教材研究、教育に関する協議を行う場面の増加。
- ④ 校務分掌の良好な運営及びその運営上の課題に対するサポート体制の充実。

⑤ 学校評価・学校関係者評価の改善と活用場面の増加及びその公表状況の充実。

《 5年間における具体的方策 》

基本施策8 学びの質の保証

□基本的考え方

- ① 基本施策1～7に掲げた質の高い教育を実現するため必要な教職員の能力を総合的に向上させます。
- ② 「協働的な学び」「課題探求型の学習」など、新たな学びを展開するためには、校内研修の充実、職場内研修（以下、OJT^注）の質を高めることが重要です。さらにその基盤として、ともに働く仲間が同僚性を構築できる職場環境づくりを支援します。

注) OJT

(On the Job Training 仕事や活動の現場で、日々の業務等を行いながら必要な知識や技能を習得させる職場内研修)

【主な取組】

8-1 校内研修充実

- ア) 教職員一人ひとりが各校それぞれの子どもの実態に即した教育実践するための研究体制の確立及び校内研修の活性化を図ります。教室の事実をより協議することができるよう「定期的な外部講師招へい」「先進校視察」「授業公開」等を推進・支援します。
- イ) 教職員一人ひとりの信念や指導方法のポイント、経験年数に違いはあっても、校内の研究・研修や学校の教育理念に基づく実践は、全員で協働することを目指します。

8-2 学び続ける教員

- ア) 教育の専門集団の一員として、過去の経験則のみにしぼられることなく、常に教室の事実に基づき、児童生徒の実態を協議できる教育環境づくりをすすめます。
- イ) 教員一人ひとりがプライドを持ち、専門的知識と実践的指導力を学び続ける意識を持てるよう支援します。

8-3 同僚性構築

- ア) 教職員は自らの知識やスキルから生じる権威を持っており、これは職務上の立場による権威とは対照をなす専門職の権威です。こういった専門職スタッフによる組織の有効な活動には、支え合う同僚との良好な関係である同僚性の構築が必須です。同僚性は、教職員の抱えるストレスや多忙感を軽減するのにも役立つと思われます。学び続ける教員を育て、実践と結び付いた校内研究・研修を活性化させる基盤として各学校の同僚性構築を推奨・支援します。
- イ) 学校が明確なビジョンを持ち、教職員が組織の目的について共通の理解を持って積極的に学校経営に参画できる学校づくりを目指します。
- ウ) 定期的な校内研修会だけでなく、日々の業務を通してスキルアップしていく OJT が行

える体制を確立することで、教育改革を推進できるよう支援します。学校改善は、教育行政から学校マネジメント、そして各学校内のリーダーシップへとより児童生徒に近いレベルへと焦点が移行しています。「土佐の教育改革10年」^{注)}の反省からも学校間・教職員間の教育改革への温度差をなくすことが重要であることを啓発します。

注) 土佐の教育改革10年 (H9～18年度に実施された取組。従来の組織、制度、施策の延長線上で改善を考えるのではなく、新しい発想に立った公教育の実現をしようとして、保護者、学校関係者、教職員団体、企業経営者、マスコミ関係者等で構成された「土佐の教育改革を考える会」が組織され議論が始まった改革)

基本施策9 学校経営体制強化・充実

□基本的考え方

- ① 教職員一人ひとりが、専門職としてはもちろん、社会人としての自覚を持って職務にあたる学校経営を行います。そのためには、管理職の適切なリーダーシップにより教職員の不祥事防止に取り組むとともに、危機管理体制の強化も図ります。
- ② 学校教育活動における課題は多岐にわたり、複雑化しています。例えば学級担任や担当個人では解決できない場合も多く、学校長をリーダーとするチームとして対応することが必要です。さらに個人対応の場合、教職員へのストレスとなり心身の健康を損なったり、業務遂行の妨げとなります。チームで対応できる体制づくりが危機管理体制強化へとつながります。

【主な取組】

9-1 リーダーシップ

- ア) 所属教職員が持てる力を発揮できる職場環境づくりや校務分掌を行うためには、組織の方向性・ビジョンを明確にする学校長のリーダーシップが必要不可欠です。学校長が適切なリーダーシップを発揮できるよう支援します。
- イ) リーダーシップ、学校運営等についての管理職研修を企画します。

9-2 校務分掌

- ア) 前年度までの慣習や、単なる割り当てとしての校務分掌とならないよう教職員の適性を考慮して校務分掌する学校風土をつくります。

9-3 学校事務体制の強化

- ア) 子どもや教職員の教育活動等の基盤となる保障体制確保や、教職員が教授活動に専念できる学校経営充実のために、教務部門と事務部門の体制の充実を図ります。また両部門が密接かつスムーズに連動できるよう教職員が学校事務について理解を深める校内研修等を実施します。校内事務処理が全教職員の共通理解により適正かつ円滑に処理できることを目指します。
- イ) 学校事務職員1人職場や未配置校の課題を解消するために、学校事務職担当者が連携で

きる組織を再構築します。再構築する組織では、複数の者のチェックによる正確かつ安定した学校事務活動を担保するとともに、学校事務経験年数が少ない者へのOJT等、人材育成ができる体制を目指します。

ウ) 学校事務職員の専門性をいかすことにより、学校長の学校経営がより強化できることを啓発します。学校事務職員の学校経営への参画には、子どもや教職員の様子や実態を把握することが必要なため、活動拠点となる職場を一定固定化できるよう努めます。

9-4 学校校務員

ア) 学校運営上必要となる周辺整備等の活動を行う学校校務員を配置するとともに、1人職場の課題を解消するための研修等を実施します。

9-5 不祥事防止

ア) 不祥事防止のための研修を管理職対象に毎年度前半に実施します。

イ) 各学校等で年間を通して不祥事防止のための確認を職員会で行います。

基本施策10 学びの継続体制の構築・強化

□基本的考え方

① 学びの質を高めていくためには、取組の継続性が重要です。学校等教育機関での取組が短期的であったり、前年度までの反省・課題を検証・改善につなぐことができなければ、学びの継続体制を構築することはできません。質の高い学びを継続していくための取組を進めます。

【主な取組】

10-1 事業等検証力の強化

ア) 各学校の実態に応じた評価項目により、学校評価・学校関係者評価を実施、事業等の検証を可視化することで、課題点をあきらかにし改善点を具体化します。

10-2 確実な年度間の引継

ア) 中長期的ビジョンに沿った学校経営を行うためには、その事業の取組のみならずその検証や改善策が、年度をまたいで教職員に引き継がれて行くことが必要です。子どもの学びに関する理念や取組、校務分掌による各担当業務や学校行事等の状況を把握している教職員の情報や文章化したデータを活用し確実に年度間の引継をすすめます。

基本施策11 学ぶ機会の保証、学びの成果の発信

□基本的考え方

① 教育の機会均等、生涯にわたる学びをすすめるためには、学ぶの機会が必要です。また学びの成果を発信することにより、学びへのモチベーション^(注)を高めるととも

に、学びの質向上につなげます。

- ② 多様な団体等が提供する学習機会の質の保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築します。

注) モチベーション

(motivation: 動機を与えること、動機づけ。人が目標や一定の方向に向かって行動することを維持する働きを意味する)

【主な取組】

1 1-1 地域や社会人が学べる機会の設定

- ア) 夏季大学やシルバー大学、人権講座など様々な講座や研修会による学習の機会を設定することで、学校卒業後も年齢に応じた学びができるよう努めます。また広域な四万十町内において地域間格差ができないよう留意します。
- イ) 地域の人が学ぶ機会を設定することは、学びを提供する人の生きがいにもつながり、地域の活力向上につながります。その学びの質を保証するために学びの目的・内容等を検討します。

1 1-2 評価・発表会開催等

- ア) 上述の地域や社会人が学べる機会については、検証と改善を行います。社会状況や要望が変動しやすい現代社会において、その変化に随時対応する事務局体制づくりに努めます。
- イ) 情報発信や発表する機会が少なくなりがちな社会人等の学びについて、客観的な評価や意見を得られる発表会等の場を設定することで、学びの質の保証をすすめます。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

■成果目標3 (新たな価値を創造する人材) (グローバル人材)

- ① グローバル社会にあっては、様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材養成が求められています。四万十町においても国際的な流れや、現代的、科学的な根拠をもとに広い視野を持って考え、行動できる人材の養成を目指します。
- ② 実践的な英語力を始めとする語学力の向上、海外研修の実施検討、コミュニケーション能力や主体性等を身につけさせる取組の増加を目指します。

■成果指標

- ① 難しいことでも失敗を恐れず挑戦している児童生徒の割合の増加。
- ② 四万十町立図書館・美術館の活用者の増加。
- ③ 重要文化的景観等の文化関連資料等の活用機会の設定。

- ④ 小中学生が外国語を使ってコミュニケーションをとる機会の設定。
- ⑤ 海外研修参加者数の増加。
- ⑥ 中学校等の英語の外部検定試験等の受検機会の設定。
- ⑦ ALT・CIR^(注)が関わる小中学校の授業等の活性化。
- ⑧ 社会人に対する異文化理解教室への参加者の増加。

注) ALT・CIR (ALT 外国語指導助手、小中学校の外国語等 (主に英語) の授業等を支援する。CIR 国際交流員、社会教育等における国際理解等を支援する)

《 5年間における具体的方策 》

基本施策12 多様で本物に出会う学び

□基本的考え方

- ① 四万十町内の人・技・物の持つ魅力を活用し、町・県・日本の良さや価値を知ること、創造性や日本の素晴らしさを感じるような取組を研究します。

【主な取組】

12-1 本物と出会う機会

- ア) 町内を活動拠点としながらも全国的・世界的に評価を得ている人・技に触れることにより、世界的な価値や新たな価値を創造することの大切さ、素晴らしさを知る機会とします。例えば授業や社会人の学びの講師としての活用等、その機会とのマッチングを図ります。
- イ) 全国的・世界的に価値が認められたり、後世に残すべき価値のある物を体験活動等の中に取り入れることで、四万十町の良さを実感できる機会をつくります。

基本施策13 拠点となる施設の整備・拡充

□基本的考え方

- ① 新たな価値を創造するために、先人の知識や知恵、多様な文化、本物の芸術などに触れ合う場としての拠点施設を整備・拡充します。
- ② 拠点施設が、人・物・こととつながる施設だけでなく、コミュニティ形成、地域活性化の拠点となることを目指します。

【主な取組】

13-1 四万十町立図書館・美術館のさらなる活用

- ア) 子どもが自ら情報を収集し、問題解決を図るために、読解力や情報活用能力を身につけることができる読書活動と図書資料に関する専門的機関として、良書選定や図書の並べ方、書架の配置等、総合的な環境整備を推進します。
- イ) 読み聞かせ専属職員を配置し、読み聞かせを始めとする連続講座、楽しみながら本と出会う機会としてのブックトーク^(注)の実施等、子ども向けサービスを充実させます。
- ウ) 専属職員により、読み聞かせボランティアの育成講習会を実施し、ボランティアの増員とスキルアップを図ります。

- エ) 専属職員等により、学校を始めとする各関係機関と連携するためのコーディネーターや、「四万十町子ども読書活動推進計画（H26～30）」を実践します。
- オ) 広域な町の平準化を図りつつ、地域における読書活動推進のため、町立図書館大正分館（H26.8 開館予定）等、大正・十和地区の図書環境整備をすすめます。また活動推進のための司書補助員も配置します。
- カ) 生涯学習拠点として、地域密着の多様な学習機会や情報提供を行う機能を有する図書館として、併設する美術館とともに各種講座等の開設をすすめます。
- キ) 町立美術館の美術品を拡充するとともに、定期的に美術展等を開催します。
- ク) 町立美術館の機能を核として、芸術文化団体や芸術文化活動の支援を行うとともに、連携した企画等をすすめます。
- ケ) 学校を始めとする各機関との連携ツールとしての ICT 活用を研究します。

注) ブックトーク（テーマに沿って、一定の時間内に数冊の本を紹介する取組）

13-2 文化資料館等整備

- ア) 町郷土資料館を核として、文化的な資料や民具の保管・整理を行いながら、展示・学習教材等による活用をすすめます。
- イ) 国・県・町指定の文化財等の保護・保存を行うとともに、町民の生涯を通じた学習への活用、町外からの訪問者等に対して、観光資源を活用し交流人口を拡大できるような拠点となる施設整備を検討します。
- ウ) 後世に残すべき伝承文化や伝統文化、地域で親しまれている祭りや行事の伝承拠点となる施設等の整備を検討します。

13-3 重要文化的景観の保存と活用

- ア) 日頃その価値には気付きにくい、先人の農林漁業の営みによって形成・維持されてきた日々の生活に根ざした身近な景観を保護し、文化的価値付とともに地域で護り、次世代に継承します。
- イ) 日本一広域な文化的景観地をアピールし、交流人口の拡大を図り地域の活力を強化する取組をすすめます。そのために町民へ周知し、認識を深めてもらうとともに、地域づくりや経済活動の資源としていかす「四万十町文化的景観写真コンテスト（H26～）」等、重要文化的景観の活用を図る具体的な取組を検討・実施します。
- ウ) 四万十川流域の4市町（梶原町・津野町・中土佐町・四万十市）と連携し、重要文化的景観の保存と活用につながる取組を協議します。また主に大学生を対象とした「学生キャンプ（H25～27）」を実施し、次世代の考えも積極的に取り入れます。

基本施策14 外国語教育、海外研修、双方向の国際交流

□基本的考え方

- ① グローバル化が加速する中では、主体性・積極性、コミュニケーション能力、異

文化理解のスキルを身につけ、様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要であるため、語学学習のみに終わることなく国際感覚を身につける取組も必要です。

② 単なる外国語に関する知識の注入ではなく、言語活動等も質量ともに充実させ、「外国語を用いて何ができるようになるか」という観点から目標を設定することが重要です。

③ 双方向である交流は、聞くだけでなく伝える内容も重要です。その場面も含めた必要性があるコミュニケーションを体感するには、ネイティブスピーカー^{注)}との対話・活動が不可欠であり、外国の文化の中でより多くの外国語に触れる機会設定として、海外研修等の実施を検討していくことが必要です。

注) ネイティブスピーカー（その言語を母国語とする人）

【主な取組】

1 4 - 1 英語を核とした外国語教育の充実

- ア) 中学校の外国語や小学校の外国語活動などにおける教材の整備・作成支援や、授業研究を行う拠点校づくりをすすめ、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。
- イ) 小学校5・6年生における外国語教育の実施に向けて、国や県の動きと連動しながら、初歩的な英語の運用能力を養います。例えば、なじみのある定型表現を使って、自分の好きな物や、家族、生活などについて、友だちと簡単な受け答えをしたり、ALT等と積極的にコミュニケーションを図ろうとする力の育成を目指します。
- 小学校3・4年生における外国語活動実施に向けて、コミュニケーション能力の素地を養う活動を研究します。その際、外国語との出会いを楽しいものとし、コミュニケーションを図るための手段として言語活動を行うことで、外国語を話せないことによる劣等感を持たせないように留意します。
- ウ) 中学校の外国語授業では、身近な話題についての理解や簡単な情報交換、表現できる能力を養います。英語を主言語とするALT等と積極的にコミュニケーションを図るとともに、授業を英語で行うなど、実用的な内容に踏み込んだ言語活動の機会をつくります。
- エ) 英語教育に関わるALT等の配置（ALT3名、CIR1名）を継続し、ネイティブスピーカーとの交流機会を確保するとともに、中学校英語暗唱大会や外部検定試験等を学習への動機付けとして活用します。
- オ) CIRを活用し、小学生対象の英語によるコミュニケーション力向上の取組を企画・運営します。
- カ) 英語教育以外に関わるCIR配置については、その活用も含めて検討します。

1 4 - 2 海外研修

- ア) 高幡地域等の海外研修機会を活用し、中学生の国際理解や外国語への興味を高めます。
- イ) 四万十町実施の中学生海外研修については、必要性・有効性はあると考えられますが、その実施体制や財政面において克服しなければならない課題もあり、今後継続して検討します。

基本施策 15 社会人への国際交流事業

□基本的考え方

- ① 地域の課題と国際的な課題とをリンクして考える現代社会において、地球規模で思考し、地域で行動することが大変有効です。義務教育等を卒業し、学びから少し離れがちな社会人においても国際交流をいかした学びの場や事業を実施します。
- ② グローバル化が加速する中で、コミュニケーション能力、異文化理解をすすめ、様々な場面で地球規模の思考ができる社会人の育成を図ります。

【主な取組】

15-1 異文化理解教室（関連事項前掲 14-1）

ア) CIR を核として、社会人を対象とした英語や韓国語による異文化理解教室を実施し、コミュニケーション能力を身につけたり、外国の習慣・考え方等、異文化理解をすすめるきっかけとします。ALT の活用も検討することで、より多くの異文化に触れる機会づくりをすすめます。

3. 学びのセーフティネットの構築

■成果目標 4（教育費負担軽減）（学習支援・再チャレンジ）（安全・安心）

- ① 様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保できるようにします。
- ② 能力と意欲を有する全ての者が、初等中等教育で支障なく学ぶことができるようにします。
- ③ 地域間での義務教育における環境の格差や家庭の経済状況による教育格差が指摘される中、町内環境はもとより、町内と町外、郡部と都市部という環境の違いによる経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を極力改善し、教育を受ける機会均等と水準確保を図る学びのセーフティネットとしての機能・体制構築をすすめます。
- ④ 子ども・若者等が安全・安心な環境において学べるように、学校施設等の耐震化、防災機能強化等の教育・研究環境の整備を図るとともに、学校等における児童生徒等の安全を確保します。

■成果指標

- ① 家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善。
- ② 経済的理由で義務教育修了後の希望進路にすすめない者の減少。
- ③ いじめ、不登校、高校中退者の状況改善。（いじめの認知件数に占める解消してい

- るものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少など)
- ④ 避難所指定の学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上。
 - ⑤ 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒数の減少、死亡事件・事故の防止。

《 5年間における具体的方策 》

基本施策16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

□基本的考え方

- ① 教育格差の固定化解消に向け、教育費の保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行います。

【主な取組】

16-1 財政的支援に関する給付事業等

- ア) 就学奨励金給付事業として、四万十町内の高等学校へ通学する生徒の保護者負担を軽減する財政的支援を行います。
- イ) 町内にある高等学校への進学を促進することで、高等学校2校の存続により四万十町の義務教育卒業後の教育環境維持を図ります。さらに中高一貫教育強化や中高連携教育充実も検討します。

16-2 奨学金

- ア) 財政的に不安のある家庭の高校生・大学生等について、奨学金を無利子貸し付けすることにより、学習の機会を保証します。

16-3 要保護および準要保護児童生徒援助費

- ア) 義務教育を受けるにあたり、経済的困難な状況が考えられる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費について支援し、義務教育を受ける機会を保証します。

基本施策17 学習や社会生活に困難を有する者への教育支援

□基本的考え方

- ① 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒の学力向上のための取組を行う学校への支援を充実します。
- ② 家庭の経済的格差の教育格差への影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子ども・若者（例えば、若年無業者、引きこもり、高校中退者など）が自立し、再び社会に参画できるようにするため、町長部局・福祉・医療関係機関等と連携し、学習支援や体験活動の実施、学び直しの機会の提供等を行います。
- ③ 教育上の重要課題であるいじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況の改善に向けて、学校のみならず家庭、関係機関が連携した取組を一層推進するため生徒

指導体制及び教育相談体制を整備・充実させます。

【主な取組】

17-1 いじめ・不登校等の解消・対応（関連事項前掲 5-2・3）

ア)「四万十町いじめ防止基本方針（H26.3策定）」に基づき、子どもたちの関係の中で、いじめがおこらない体制を確立します。保幼小中の教職員間で子どもに関する情報を常に共有し、早期発見・早期対応により子どもの人権を守る取組をすすめます。何より「いじめは絶対に許さない」という確認を校内研修等において行うとともに、その発見・対応等の研修をすすめます。

イ)教育支援センターを核として、不登校・引きこもり傾向となっている児童生徒への対応を行います。また町内全体の該当児童生徒に対応できる体制づくりを研究します。

17-2 義務教育修了後の社会との接続機会

ア)教育支援センター等学校以外の教育機関を、義務教育修了後の自宅待機者等と社会との接続機会を得る場として活用することを研究します。

17-3 新しい学習サイクルの研究

ア)四万十町ケーブルテレビを活用した学習支援を行い、児童生徒の学力向上につなげます。子どもの家庭学習のための保護者に対する取組等、保護者支援としても活用します。新しい学習サイクルの構築も視野に入れ、児童生徒・保護者・学校が連携できる手段として研究します。

17-4 子どもの健全育成の推進

ア)少年健全育成対策の推進のため、学校・警察等関係機関と連絡協議会や研修活動等を実施します。また街頭補導強化や列車内での補導実施による早期発見・早期対応に努め少年非行防止を図ります。

イ)通学路や遊泳場等の危険箇所発見と関係機関への連絡・安全確保に努めるとともに、少年に有害な影響を与える環境の排除・解消等、環境浄化活動をすすめます。

17-5 各種関係機関・地域等との連携

ア)四万十町子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、子どもたちへの虐待防止や非行防止、生活環境向上をすすめます。

イ)「大人が変われば子どもが変わる」をスローガンに、四万十町青少年育成町民会議と連携を図り、町民とともに青少年の健全育成に努めます。

ウ)「四万十町学校・警察連絡制度（H24.3.1施行）」^注等により、窪川警察署とも連携し、児童生徒の健全育成につながるよう問題行動等の初期の段階から該当児童生徒に多角的な支援を行います。

注) 四万十町学校・警察連絡制度（町内における児童生徒の非行及び犯罪被害を防止し、健全育成を図るため窪川警察署と町教育委員会が協定を結び、警察署と学校相互の連絡等を取り組む制度）

基本施策18 教育・研究環境等の整備や児童生徒等の安全の確保

□基本的考え方

- ① 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策をすすめます。
- ② 主に学校管理下における児童生徒の安全を保障するとともに、児童生徒等が生涯にわたり自らの安全を確保することができる基礎的な素養を育成します。

【主な取組】

18-1 学校の耐震化の推進（非構造部材等の耐震対策）

ア) 南海トラフ地震に備えて、学校施設の窓ガラスを強化ガラスに変更する等、耐震対策を行います。今後も耐震対策の課題と思われる点が出てくれば、随時検討し、防災機能の強化をすすめます。

18-2 学校施設空調整備

ア) 夏季休業中における活動に多く使用される教室・学校図書館等に空調設備を整備することにより、児童生徒等の保健環境改善や教育環境を整備します。また学校の長期休業中に地域開放できる機能としても有効であるため、学校図書館の開放等も検討します。

18-3 学校給食（関連事項前掲3-2）

ア) 学校給食の安全性確保のために業務体制の整備、確立、維持に努めます。給食業務の専門性を高め、安定した業務を行うため町業務、外部委託業務の連携を図ります。
イ) 自然災害等への対応を含め、給食業務における危機管理体制を充実させます。非常時における危機的状況を少しでも回避できるよう「危機管理マニュアル」「食糧備蓄」等の整備を、危機管理課（町長部局）と連携して取り組みます。

18-4 社会教育施設等の耐震、環境改善

ア) 利用者等の安全確保や震災時の被害を最小限に抑える対策として、耐震補強を行うとともに、老朽化している施設・設備の改善による利用者の利便性向上等も検討します。

18-5 学校生活上の安全確保

ア) 通学路等の点検をもとに、交通安全対策等を図ります。
イ) スクールガードリーダー^注と協力し、登下校時の子どもの安全を図ります。
ウ) 各学校で学校施設等の点検を定期的に行い、学校生活の安全確保のために必要な修理等を速やかに実施します。

注) スクールガードリーダー（児童生徒の登下校等において、安心・安全を確保するために配置）

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

■成果目標5（学習を通じたコミュニティ形成・コミュニティによる学習支援）（家庭教育支援）

- ① 個人の多様な学習活動を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成します。
- ② 学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個人の地域社会への自律的な参画を拡大します。

■成果指標

- ① 学校運営協議会^{（注）}や開かれた学校づくり等、地域の協力・参画を得る取組の増加。
- ② 地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加。
- ③ 地域の学習や活動に参画する高齢者の割合の増加。
- ④ 社会教育施設におけるボランティア（団体・人）の増加。
- ⑤ 学校行事等に参画・協力した地域住民の増加。
- ⑥ 学校の情報提供や評価の実施、社会教育施設の情報提供の実施。
- ⑦ 家庭学習支援の機会の増加。
- ⑧ 子どもの基本的生活習慣の改善。
- ⑨ 地域に向けた公開講座数や学校施設等（体育館、図書館等）の開放状況の向上。

注) 学校運営協議会（四万十町教育委員会規則第1号 H21.2.12により指定される学校運営に地域住民が参画し強化するための協議会、コミュニティースクール。四万十町内（H26.4時点）では、米奥小学校が指定）

《 5年間における具体的方策 》

基本施策19 活力あるコミュニティ形成に向けた学習環境・協働体制整備

□基本的考え方

- ① 活力あるコミュニティが人々の学びを支えています。生きがいを持って活動する人々がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や図書館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要があります。特に少子高齢化がすすむ地域においては、孤立することで活力を失わないようにすることが重要です。
- ② 学校や教育施設等を開放するだけでなく、学校評価や教育活動の情報提供を行うことにより、教育活動そのものに地域住民等が参画・協力できるようにする必要があります。そうすることにより、学校内では解決できない現代的な課題を乗り越えるきっかけもできると考えます。

【主な取組】

19-1 社会全体で子どもたちの安全・学びを支援する取組の推進

ア) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により、子どもたちの安全・学びを支援するための体制を、町内の小学校区を基本として構築します。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援します。

19-2 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

ア) 図書館・公民館等の社会教育施設を拠点に、生きがいを感じる活動のための講座等を実施することにより地域活動の支援、地域コミュニティの形成につなげていく取組をすすめます。

イ) 学校施設と社会教育施設等の開放や余裕教室の活用を促進します。とりわけ休校施設については関係各課等と連携し、その活用方法を検討します。

19-3 地域とともにある学校づくりの推進

ア) 保護者や地域住民の力を学校運営にいかす学校づくりにより、子どもが抱える課題を地域の力をかりて解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図ります。このため、開かれた学校づくりや学校運営協議会の充実や、実効性のある学校関係者評価の促進、学校裁量権限をいかした地域の実態に合った取組等をすすめます。

イ) 学校と地域・社会が連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、「学校が望む支援」と「地域・社会が提供できる支援」とのマッチング促進の取組を研究します。

基本施策20 豊かなつながりの中での家庭教育支援

□基本的考え方

① 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものです。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な状況となっています。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化します。

【主な取組】

20-1 PTA等との連携体制確立（関連事項前掲5-3）

ア) PTAや町内の各種団体と連携し、地域・家庭・教育機関の個々の役割と関係を明確にさせながら、地域全体の教育力を高めます。そのためにも各学校PTAや町PTA連絡協議会、各種団体等との連携を強化します。またPTA等の情報も積極的に広報します。

イ) 地域と協働で事業を展開し「おらが地域の子」を意識させることにより、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。

ウ) 四万十町教育研究所による「命の学習」を通して、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる児童生徒の子育て理解学習をすすめます。

エ) SSWをコーディネーターとし、教育・町長部局・福祉関係機関・団体等とのネットワ

ークを構築するとともに、課題を抱える家庭への訪問や相談対応等を連携して行う仕組みづくりをすすめ、家庭教育支援をチームとして行います。

20-2 保護者の学び応援

ア) 家庭教育の担い手である保護者の学びを応援するため、地域人材をいかし、小学校の校区など身近な場において、保護者が交流・相談できる場を設けることなどについて検討します。

20-3 生活習慣づくり推進

ア) 「早ね 早おき 朝ごはん」等の望ましい生活習慣を幼児・児童生徒が身につけるための取組を家庭と協力してすすめます。

イ) 生活リズムの安定により、落ち着いて学習と向き合うための環境づくりをすすめるため、保護者や自己管理が可能になってくる世代への普及啓発を行います。